

平成二十三年法律第五十一号

非訟事件手続法

目次

第一編 総則（第一条・第二条）	第二章 非訟事件の手続の通則
第一章 非訟事件（第三条・第四条）	第二節 管轄（第五条・第十条）
第三節 当事者能力及び手続行為能力（第十六条～第十九条）	第一節 裁判所職員の除斥及び忌避（第十一条～第十五条）
第四節 参加（第二十条・第二十一条）	第二節 手続代理人及び補佐人（第二十二条～第二十五条）
第五節 手続費用（第二十三条）	第三節 当事者能力及び手続行為能力（第十六条～第十九条）
第六節 手続費用の負担（第二十四条）	第四節 裁判所職員の除斥及び忌避（第十一条～第十五条）
第一款 手続上の救助（第二十九条）	第五節 手続代理人及び補佐人（第二十二条～第二十五条）
第七節 非訟事件の審理等（第三十九条～第四十条）	第六節 手続費用（第二十三条）
第八節 檢察官に対する通知（第四十一条）	第七章 非訟事件の審理等（第三十九条～第四十条）
第九節 電子情報処理組織による申立て等（第四十二条）	第十節 当事者に対する住所、氏名等の秘匿（第四十二条の二）
第一節 非訟事件の申立て（第四十三条～第四十四条）	第三章 第一審裁判所における非訟事件の手続（第四十三条～第四十五条）
第二節 非訟事件の手続の期日（第四十五条～第四十八条）	第四節 第二審裁判所における非訟事件の手続（第四十五条～第四十八条）
第三節 事実の調査及び証拠調べ（第四十九条～第五十三条）	第五節 裁判（第五十四条～第六十一条）
第四節 裁判（第五十四条～第六十一条）	第六節 不服申立て（第六十三条～第六十五条の二）
第五節 裁判によらない非訟事件の終了（第六十三条～第六十五条の二）	第七節 終局決定に対する不服申立て（第六十六条～第六十七条）
第六節 特別抗告（第七十五条～第七十七条）	第一節 即時抗告（第六十六条～第六十七条）
第七節 許可抗告（第七十七条～第七十八条）	第二節 不服申立て（第六十八条）

第二節 終局決定以外の裁判に対する不服申立て（第七十九条～第八十二条）

申立て（第七十九条～第八十二条）

再審（第八十三条～第八十四条）

供託等に関する事件（第八十五条～第八十八条）

土地等の管理に関する事件（第九十一条～第九十二条）

公示催告事件（第九十三条～第九十八条）

通則（第九十九条～第一百十三条）

有価証券無効宣言公示催告事件（第一百四十四条～第一百八十八条）

過料事件（第一百四十九条～第一百二十二条）

附則（第一百二十三条～第一百二十二条）

第一編 総則（第一百二十三条～第一百二十二条）

第二章 共有に関する事件（第八十五条～第八十四条）

民事非訟事件（第八十三条～第八十四条）

土地等の管理に関する事件（第九十一条～第九十二条）

公示催告事件（第九十三条～第九十八条）

通則（第九十九条～第一百十三

第二節 終局決定以外の裁判に対する不服申立て（第七十九条～第八十二条）

申立て（第七十九条～第八十二条）

再審（第八十三条～第八十四条）

供託等に関する事件（第八十五条～第八十八条）

土地等の管理に関する事件（第九十一条～第九十二条）

公示催告事件（第九十三条～第九十八条）

通則（第九十九条～第一百十三

第二節 終局決定以外の裁判に対する不服申立て（第七十九条～第八十二条）

申立て（第七十九条～第八十二条）

再審（第八十三条～第八十四条）

供託等に関する事件（第八十五条～第八十八条）

土地等の管理に関する事件（第九十一条～第九十二条）

公示催告事件（第九十三条～第九十八条）

通則（第九十九条～第一百十三

第二節 終局決定に対する不服申立て（第六十八条）

申立て（第六十八条）

再審（第六十三条～第六十五条の二）

供託等に関する事件（第六十五条～第六十七条）

土地等の管理に関する事件（第六十七条～第六十九条）

公示催告事件（第六十九条～第七十一条）

2 非訟事件は、管轄が法人その他の団又は財団（外国の団又は財團を除く。）の住所地により定まる場合において、日本国内に住所がないときは、又は住所が知れないときは、代表者の他の主たる業務担当者の住所地を管轄する裁判所の管轄に属する。

3 非訟事件は、管轄が外国の団又は財団の住所により定まる場合には、日本における主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。

4 非訟事件の手続の裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

第二節 裁判所職員の除斥及び忌避（裁判官の除斥）

1 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が、事件の当事者若しくは他の裁判を受ける者となるべき者（終局決定（申立てを却下する終局決定を除く。）がされた場合において、その裁判を受ける者となる者をいう。以下同じ。）であるとき、又は事件についてこれらの者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。

2 裁判官が当事者又はその他の裁判を受ける者となるべき者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

3 裁判官が事件について証人若しくは鑑定人となったとき、又は審問を受けることとなつたとき。

4 裁判官が事件について当事者若しくはその他の裁判を受ける者となるべき者の代理人若しくは補佐人であるとき、又はあつたとき。

5 裁判官が事件について当事者若しくはその他の裁判を受ける者となるべき者の代理人若しくは補佐人であるとき、又はあつたとき。

6 裁判官が事件について仲裁判断に開与したとき。

7 前項に規定する除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をする。

第二節 裁判官の忌避（裁判官の忌避）

1 裁判官について裁判の公正を妨げる事があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。

2 当事者は、裁判官の面前において事件について陳述をしたときは、その裁判官を忌避するこ

（移送等に関する民事訴訟法の準用等）

第十一条 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第十六条（第二項ただし書を除く。）、第十八条、第二十条、第二十一条及び第二十二条の規定は、非訟事件の移送等について準用する。

2 非訟事件の移送の裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

第二節 裁判所職員の除斥及び忌避（裁判官の除斥）

1 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が、事件の当事者若しくは他の裁判を受ける者となるべき者（終局決定（申立てを却下する終局決定を除く。）がされた場合において、その裁判を受ける者となる者をいう。以下同じ。）であるとき、又は事件についてこれらの者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。

2 裁判官が当事者又はその他の裁判を受ける者となるべき者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあつたとき。

3 裁判官が事件について証人若しくは鑑定人となつたとき、又は審問を受けることとなつたとき。

4 裁判官が事件について当事者若しくはその他の裁判を受ける者となるべき者の代理人若しくは補佐人であるとき、又はあつたとき。

5 裁判官が事件について仲裁判断に開与したとき。

6 裁判官が事件について仲裁判断に開与したとき。

7 前項に規定する除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をする。

第二節 裁判官の忌避（裁判官の忌避）

1 裁判官について裁判の公正を妨げる事があるときは、当事者は、その裁判官を忌避するこ

2 当事者は、裁判官の面前において事件について陳述をしたときは、その裁判官を忌避するこ

（管轄の標準時）

第九条 裁判所の管轄は、非訟事件の申立てがあつた時又は裁判所が職権で非訟事件の手続を開始した時を標準として定める。

2 申立てにより又は職権で、除斥の裁判

3 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

4 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

5 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

6 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

7 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

8 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

9 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

10 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

11 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

12 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

13 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

14 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

15 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

16 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

17 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

18 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

19 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

20 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

21 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

22 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

23 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

24 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

25 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

26 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

27 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

28 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

29 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

30 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

31 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

32 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

33 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

34 裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判

とができない。ただし、忌避の原因があることを知らないかったときは、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

(除斥又は忌避の裁判及び手続の停止)

第十三条 合議体の構成員である裁判官及び地方裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が、簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁判をする。

2 地方裁判所における前項の裁判は、合議体でする。

3 裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に関与することができない。

4 除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで非訟事件の手続を停止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

5 次に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判をするときは、第三項の規定は、適用しない。

一 非訟事件の手続を遅滞させる目的のみでされたことが明らかなとき。

二 前条第二項の規定に違反するとき。

三 最高裁判所規則で定める手続に違反するとき。

6 前項の裁判は、第一項及び第二項の規定にかかるわらず、忌避された受命裁判官等(受命裁判官、受託裁判官又は非訟事件を取り扱う地方裁判所の一人の裁判官若しくは簡易裁判所の裁判官をいう。次条第三項ただし書において同じ。)がすることができる。

7 第五項の裁判をした場合には、第四項本文の規定にかかるわらず、非訟事件の手続は停止しない。

8 除斥又は忌避を理由があるとする裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

9 除斥又は忌避の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(裁判所書記官の除斥及び忌避)

第十四条 裁判所書記官の除斥及び忌避については、第十一条、第十二条並びに前条第三項、第五項、第八項及び第九項の規定を準用する。

2 裁判所書記官について除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その裁判所書記官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた非訟事件に関与することができない。

3 裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に却下する事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、この限りでない。

(受命裁判官又は受託裁判官にあっては、当該裁判官の手続に立ち会う裁判所書記官が忌避の申立てを受けたときに限る。)がすることができる。

(専門委員の除斥及び忌避)

第十五条 非訟事件の手続における専門委員の除斥及び忌避については、第十二条、第十二条、第十三条第八項及び第九項並びに前条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「前項において準用する前条第五項各号」とあるのは、「第十三条第五項各号」と読み替えるものとする。

(当事者能力及び手続行為能力)

第十六条 当事者能力、非訟事件の手続における手続上の行為(以下「手続行為」という。)をすることができる能力(以下この項及び第七十一条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定を準用する)。

、手続行為を欠く者の法定代理及び手続行為をするのに必要な授権については、民事訴訟法第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三

四条第一項において「手續行為能力」という。)(当事者能力及び手続行為能力の原則等)

(当事者能力及び手続行為能力の原則等)

第十七条 当事者能力及び手続行為能力財団で当事者能力を有するものの代表者又は代理人については、この法律中法定代理及び法定代理人に関する規定を準用する。

(当事者参加)

第十八条 法人の代表者及び法人でない社団又は財団で当事者能力を有するものの代表者又は代理人については、この法律中法定代理及び法定代理人に関する規定を準用する。

(当事者参加)

第十九条 法人の代表者又は代理人がする手続行為をするには、民事訴訟法第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三

四条第一項において「手續行為能力」という。)(当事者参加への準用)

(法定代理権の消滅の通知)

第二十条 第一項の申立てを却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

(当事者参加)

第二十一条 当事者となる資格を有する者は、当事者として非訟事件の手続に参加することができる。

(利害関係参加)

第二十二条 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ手続代理人となることができない。ただし、第一審裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者が手続代理人とすることができます。

(前項ただし書の許可は、いつでも取り消すことができる。)

(手続代理人の代理権の範囲)

第二十三条 手続代理人は、委任を受けた事件について、参加、強制執行及び保全処分に関する手続行為をし、かつ、弁済を受領することができる。

(手続代理人の代理権の範囲)

第二十四条 第二十三条の申立て

一 非訟事件の申立ての取下げ又は和解

二 終局決定に対する抗告若しくは異議又は第

三 前号の抗告・異議又は申立ての取下げ

四 代理人の選任

三 前項の規定は、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げない。

(法定代理の規定及び民事訴訟法の準用)

第二十五条 第二十三条の申立て

一 前項の規定による参加の申立て

二 加入の申出及び前項の規定による参加の許可の申立てについて準用する。

三 前項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

(特別代理人)

第二十六条 裁判長は、未成年者又は成年被後見人について、法定代理人がない場合又は法定代理

人が代理権を行なうことができない場合においては、非訟事件の手続が遅延することにより損害が生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、特別代理人を選任することができる。

(裁判所書記官の除斥及び忌避)

第二十七条 裁判所書記官の除斥及び忌避については、民事訴訟法第六十条の規定を準用する。

第六節 手続費用

第一款 手續費用の負担

(手続費用の負担)

第二十六條 非訟事件の手続の費用(以下「手続費用」という。)は、特別の定めがある場合を除き、各自の負担とする。

裁判所は、事情により、この法律の他の規定(次項を除く。)又は他の法令の規定によれば当事者、利害関係参加人その他の関係人がそれぞれ負担すべき手続費用の全部又は一部を、その負担すべき者以外の者であつて次に掲げるものに負担させることができる。

一 当事者又は利害関係参加人

二 前号に掲げる者以外の裁判を受ける者となるべき者

三 前号に掲げる者に準ずる者であつて、その裁判により直接に利益を受けるもの

四 前二項又は他の法令の規定によれば法務大臣又は検察官が負担すべき手続費用は、国庫の負担とする。

五 第二十七條 事実の調査、証拠調べ、呼出し、告知その他の非訟事件の手続に必要な行為に要する費用は、国庫において立て替えることができる。(手続費用の立替え)

(手続費用に関する民事訴訟法の準用等)

第二十八条 民事訴訟法第六十一条から第七十四

条までの規定(同法第七十一条第八項(同法第七十二条後段及び第七十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定を除く。)は、手続費用の負担について準用する。この場合において、同法第七十二条第一項中「補助参加の申出の取下げ又は補助参加についての異議の取下げ」とあるのは「非訟事件手続法第二十条第一項若しくは第二十一条第一項の規定による参加の許可の申立ての取下げ」と、同条第二項中「第六十一条から第六十六条まで及び」であるのは「非訟事件手続法第二十九条第一項において準用する」と、「第八項まで」とあるのは「第七項まで」と、「訴訟が」とあるのは「事件が」と読み替えるものとする。

六 前項において準用する民事訴訟法第六十九条第三項の規定による即時抗告並びに同法第七十一条第五項(前項において準用する同法第七十二条後段において準用する場合を含む。)、第七十三条第二項及び第七十四条第二項の異議の申

止についての裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

第二款 手續上の救助

(手續費用の負担)

第二十九條 非訟事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に對しては、裁判所は、申立てにより、手續上の救助の裁判を受けることができる。ただし、救助を求める者が不当な目的で非訟事件の申立てその他他の手続行為をしていることが明らかなときは、この限りでない。

裁判所は、申立てにより、手續上の救助の裁判を受けることができる。ただし、救助を求める者が不当な目的で非訟事件の申立てその他他の手続行為をしていることが明らかなときは、この限りでない。

(電子調書の更正)

第三十一條の二 前条第二項の規定によりファイ

ルに記録された電子調書の内容に計算違い、誤

記その他これらに類する明白な誤りがあるとき

は、裁判所書記官は、申立てにより又は職権

で、いつでも更正することができる。

前項の規定による更正の処分は、最高裁判所

規則で定めるところにより、その旨をファイル

に記録してしなければならない。

第一項の規定による更正の処分又は同項の申

立てを却下する処分は、相当と認める方法で告

知することによって、その効力を生ずる。

第一条の規定による更正の処分又は同項の申

立てを却下する処分に対する異議の申立ては、

その告知を受けた日から一週間の不変期間内に

しなければならない。

(非電磁的事件記録の閲覧等)

第三十二条 当事者は、非訟事件の手続の期日について、最高裁判所規則で定めるところによ

り、電子調書(期日又は期日外における手

続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をす

るためにこの法律その他の法令の規定により裁

判所書記官が作成する電磁的記録(電子的方

式、磁気的方式その他の知覚によつては認識

することができない方式で作られる記録があつ

て、電子計算機による情報処理の用に供される

ものをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)

を作成しなければならない。ただし、証拠調べ

の期日以外の期日については、裁判長において

その必要がないと認めるときは、その経過の要

裁判所規則で定める方法により表示したもの

を請求することができる。

(電磁的事件記録の閲覧等)

第三十二条の二 当事者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に

対し、最高裁判所規則で定めるところによ

り、電磁的事件記録(非訟事件の記録中の法

律その他の法令の規定によりファイルに記録さ

れた事項を記録した物を含む。第五項に

より一定の事項を記録した物を含む。第五項に

おいて「録音テープ等」という。)に関しては、

適用しない。この場合において、当事者又は利

害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得

て、裁判所書記官に對し、これらの物の複製を

請求することができる。

裁判所は、当事者から前二項の規定による許

可の申立てがあつた場合においては、当事者又

は第三者に著しい損害を及ぼすおそれがあると

認めたときを除き、これを許可しなければなら

ない。

裁判所は、利害関係を疎明した第三者から第

一項又は第二項の規定による許可の申立てがあ

る場合は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に

対し、最高裁判所規則で定める方法により表示

された事項を記録することができる。

当事者は、利害関係を疎明した第三者が

又は録音テープ等については、第一項及び第二

項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得ない

で、裁判所書記官に對し、その閲覧若しくは謄

写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はそ

の複製を請求することができる。次条第四項第

二号又は第三号に掲げる事項について第四十二

条の二において読み替えて準用する民事訴訟法

第百三十三条の二第五項の規定によりその内容

を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記

録する措置を講じた場合の当該書面又は当該記

記その他の記録媒体についても、同様とする。

第三項の申立てを却下した裁判に対しても、

即時抗告をすることができる。

前項の規定による裁判に対する即時抗告は、

即時抗告をすることができる。

(非訟事件に関する事項の証明)

第三十二条の三 当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、非訟事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものと交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものと最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。裁判を受ける者が当該裁判があつた後に請求する場合も、同様とする。

2 利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、前項の規定による請求をすることができる。

3 第三十二条第四項の規定は、利害関係を疎明した第三者から前項の規定による許可の申立てがあつた場合について準用する。
（専門委員）

第三十三条 裁判所は、的確かつ円滑な審理の実現のため、又は和解を試みるに当たり、必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、専門的な知見に基づく意見を聴くために専門委員を非訟事件の手続に関与させることができる。この場合において、専門委員の意見は、裁判長が書面により又は当事者が立ち会うことができる非訟事件の手続の期日において口頭で述べさせなければならない。

2 裁判所は、当事者の意見を聴いて、前項の規定による専門委員を関与させる裁判を取り消すことができる。

3 裁判所は、必要があると認めるときは、専門委員を非訟事件の手続の期日に立ち会わせることができる。この場合において、裁判長は、専門委員が当事者、証人、鑑定人その他非訟事件の手続の期日に出頭した者に対し直接に問い合わせることを許すことができる。

4 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、専門委員に第一項の意見を述べさせることができる。この場合において、裁判長は、専門委員が当事者、証人、鑑定人

人その他非訟事件の手続の期日に出頭した者に
対し直接に問い合わせを発することを許すことができ

5 民事訴訟法第九十二条の二第二項の規定は第一項の規定による書面による意見の陳述について、同法第九十二条の五の規定は第一項の規定により非訟事件の手続に関与させる専門委員の指定及び任免等について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九十二条の二第三項中「前項」とあり、及び同法第九十二条の五第五項中「第九十二条の二」とあるのは、「非訟事件手続法第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

6 受命裁判官又は受託裁判官が第一項の手続を行う場合には、同項から第四項までの規定及び前項において準用する民事訴訟法第九十二条の五第二項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、証拏調べの期日における手続を行う場合には、専門委員を手続に関与させる裁判、その裁判の取消し及び専門委員の指定は、非訟事件が係属している裁判所がする。

(期日及び期間)

第三十四条 非訟事件の手続の期日の指定及び変更は、職権で、裁判長が行う。

2 非訟事件の手続の期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができる。

3 非訟事件の手続の期日の変更是、顕著な事由がある場合に限り、することができる。

4 民事訴訟法第九十四条から第九十七条までの規定は、非訟事件の手続の期日及び期間について準用する。

(手続の併合等)

第三十五条 裁判所は、非訟事件の手続を併合し、又は分離することができる。

2 裁判所は、前項の規定による裁判を取り消すことができる。

3 裁判所は、当事者を異にする非訟事件について手続の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかつた当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならない。

(法令により手続を続行すべき者による受継)

第三十六条 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって非訟事件の手続を続行することができない場合には、法令により手続を続行する

資格のある者は、その手続を受け継がなければ
ならない。

2 資格のある者は、その手続を受け継がなければならない。

3 法令により手続を続行する資格のある者が前項の規定による受継の申立てをした場合において、その申立てを却下する裁判がされたときは、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。

(他の申立権者による受継)

第三十七条 非訟事件の申立て人が死亡、資格の喪失その他事由によってその手続を続行することができない場合において、法令により手続を続行する資格のある者がないときは、当該非訟事件の申立てをすることができる者は、その手続を受け継ぐことができる。

2 前項の規定による受継の申立てでは、同項の事由が生じた日から一月以内にしなければならない。(送達及び手続の中止)

第三十八条 送達及び非訟事件の手続の中止については、民事訴訟法第一編第五章第四節及び第二百三十九条から第二百三十二条まで(同条第一項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第二百九条の四第一項中「第二百三十二条の十第一項各号」とあるのは「非訟事件手続法第二百三十二条第一項において読み替えて準用する第二百三十二条の十一第一項各号」と、同法第二百三十三条中「その訴訟の目的である請求又は防御の方法」とあるのは「裁判を求める事項」と読み替えるものとする。

(裁判所書記官の処分に対する異議)

第三十九条 裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、その裁判所書記官の所属する裁判所が裁判をする。

2 前項の裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検察官の関与)

第四十条 檢察官は、非訟事件について意見を述べ、その手続の期日に立ち会うことができる。

2 裁判所は、検察官に対し、非訟事件が係属したこと及びその手続の期日を通知するものとする。

第八節 檢察官に対する通知

件の裁判をすべき場合が生じたことを知つたときは、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨を通知しなければならない。

第九節 電子情報処理組織による申立

第四十二条 非訟事件の手続における申立てその他申述（次項及び次条において「申立て等」という。）については、民事訴訟法第百三十二条の十、第百三十二条の十一及び第百三十二条の十二（第一項第一号に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第百三十二条の十第五項及び第六項並びに第百三十二条の十二第二項及び第三項中「送達」とあるのは「送達又は送付」と、同法第百三十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書」とあるのは「非訟事件手続法第二十二条第一項ただし書」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と、同法第三十三条の十二第一項第三号中「当該申立て等に係る書面等について、当該申立て等とともに第百三十三条の二第二項の申立てがされた」とあるのは「非訟事件手続法第百四十二条の二において読み替えて準用する第百三十三条第一項の決定があつた」と、「申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定」とあるのは「決定」と、「同項に規定する秘匿事項記載部分」とあるのは「秘匿事項（同項に規定する申立て等をする者又はその法定代理人の住所等又は氏名等をいう。以下この号において同じ。）又は秘匿事項を推知することができる事項」と読み替えるものとする。

非訟事件の手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等（申立て等が書面等により行われたときにおける当該書面等を除く。）又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項のファイルへの記録については、民事訴訟法第百三十二条の十三（第一号及び第三号に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第四号中「第百三十三条の三第三項の規定による」とあるのは「非訟事件手続法第四十二条の二において読み替えて準用する第百三十三条第一項の」と「当該決定に係る」とあるのは「当該」と、「及び電磁的記録を記録した」とあるのは「又は当該」と、「事項」とあるのは「秘匿事項（同項に規定する申立て等をする者又はその法定代理人の住所等又は氏

項 第 第 三 三 第 六 二 条 十 百 等	項 第 第 三 三 第 五 二 条 十 百 第 一 二 条 百 覧 等	収集処分記録の 閲覧等
第二項の申立てを却下する裁判所が確定したとき、又は当該申立てを却下する裁判所が当該申立てを却下する裁判所が確定したときその他の裁判所が当該措置を講ずる	第一項の申立ての前条第一項の決定	次条第五項及び第六項において同じ。の閲覧若しくは複写若しくはその内容の全部若しくは一部を證明した書面の交付若しくは電磁的記録の提供
第二項の申立ての記録等	非訟事件の記録の閲覧等	事件記録（同法第三十二條の二第一項に規定する電磁的事件記録をいう。）

5 前項の場合において、申立て人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、非訟事件の申立て書を却下しなければならない。
6 前項の命令に対しても、即時抗告をすることができる。民事訴訟法第百三十七条の二の規定は、申立て人が民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い非訟事件の申立ての手数料を納付しない場合について準用する（申立ての変更）。
7 民事訴訟法第百三十七条の二の規定は、申立て人が民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い非訟事件の申立ての手数料を納付しない場合について準用する（申立ての変更）。
第四十四条 申立て人は、申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨又は原因を変更することができる。
2 申立ての趣旨又は原因の変更は、非訟事件の手続の期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。
3 裁判所は、申立ての趣旨又は原因の変更が不適法であるときは、その変更を許さない旨の裁判をしなければならない。
4 申立ての趣旨又は原因の変更により非訟事件の手続が著しく遅滞となるときは、裁判所は、その変更を許さない旨の裁判をすることができる。

第二節 非訟事件の手続の期日（裁判長の手続指揮権）	第三節 事実の調査及び証拠調べ（事実の調査及び証拠調べ等）
第四十五条 非訟事件の手続の期日においては、裁判長が手続を指揮する。	第四十九条 裁判所は、職權で事実の調査をし、現況のため、事実の調査及び証拠調べに協力するものとする。（疎明）
2 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁止することができる。	2 当事者は、適切かつ迅速な審理及び裁判の証拠調べをしなければならない。
3 当事者が非訟事件の手続の期日における裁判長の指揮に関する命令に対し異議を述べたときは、裁判所は、その異議について裁判をする。（受命裁判官による手続）	3 当事者は、適切かつ迅速な審理及び裁判の証拠調べをしなければならない。
第四十六条 裁判所は、受命裁判官に非訟事件の手続における手続を行わせることができない者の発言を禁止することができる。ただし、事実の調査及び証拠調べについては、第五十一条第三項の規定又は第五十三条第一項において準用する民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定により受命裁判官が事実の調査又は証拠調べをることができる場合に限る。	4 前三项の規定により受命裁判官又は受命裁判官が事実の調査をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。（事実の調査の通知）
2 前項の場合においては、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。（音声の送受信による通話の方法による手続）	5 第五十二条 裁判所は、事実の調査をした場合において、その結果が当事者による非訟事件の手続の追行に重要な変更を生じ得るものと認めるときは、これを当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。（証拠調べ）
第四十七条 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定める	第六節までの規定（同法第二百七十九条、第二百八十二条、第二百八十七条から第二百八十九条まで、第二百七条第二項、第二百八条、第二百二十四条（同法第二百二十九条第二項、第二百三十一条の三第一項及び第二百三十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百二十九条第一項において準用する場合を除く。）を準用する。

第五十条 疏明は、即時に取り調べことができることによってしなければならない。	第四项の規定を除く。前項において準用する民事訴訟法第二百三十二条（同法第二百三十三条及び第二百三十四条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による提示の命令に従わないときは、裁判所は、二十万円以下の過料に処する。
第五十一条 裁判所は、他の地方裁判所又は簡易裁判所に事実の調査を嘱託することができる。前項の規定による嘱託により職務を行う受託裁判官は、他の地方裁判所又は簡易裁判所において事実の調査をすることを相当と認めるときは、更に事実の調査の嘱託をすることができる。	2 申立てにより又は職權で、必要と認める証拠調べをしなければならない。
2 前項の規定により職務を行う受託裁判官は、他の地方裁判所又は簡易裁判所において事実の調査をすることを相当と認めるときは、更に事実の調査の嘱託をすることができる。	3 申立てにより又は職權で、必要と認める証拠調べをしなければならない。
3 裁判所は、相當と認めるときは、受命裁判官に事実の調査をさせることができる。	4 申立てにより又は職權で、必要と認める証拠調べをしなければならない。
4 前三项の規定により受命裁判官又は受命裁判官が事実の調査をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。（事実の調査の通知）	5 第五十二条 裁判所は、事実の調査をした場合において、その結果が当事者による非訟事件の手続の追行に重要な変更を生じ得るものと認めるときは、これを当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。（証拠調べ）

第五十三条 裁判所は、民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定により受命裁判官が事実の調査又は証拠調べをができる場合に限る。	第六節までの規定（同法第二百七十九条、第二百八十二条、第二百八十七条から第二百八十九条まで、第二百七条第二項、第二百八条、第二百二十四条（同法第二百二十九条第二項、第二百三十一条の三第一項及び第二百三十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百二十九条第一項において準用する場合を除く。）を準用する。
2 前項の場合においては、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。（音声の送受信による通話の方法による手続）	2 申立てにより又は職權で、必要と認める証拠調べをしなければならない。
第四十七条 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定める	3 申立てを却下する終局決定は、申立て人によるときは、そのうちの一人）に告知するに留まることによってその効力を生ずる。
2 申立てを却下する終局決定は、申立て人によるときは、そのうちの一人）に告知するに留まることによってその効力を生ずる。	4 終局決定は、即時抗告の期間の満了前には確定しないものとする。
2 申立てを却下する終局決定は、申立て人によるときは、そのうちの一人）に告知するに留まることによってその効力を生ずる。	5 終局決定の確定は、前項の期間内にした即時抗告の提起により、遮断される。
2 申立てを却下する終局決定は、申立て人によるときは、そのうちの一人）に告知するに留まることによってその効力を生ずる。	6 民事訴訟法第二百九十二条から第二百九十四条までの規定により出頭しないで前項の手続（証拠調べを除く。）を行うことができる。
2 申立てを却下する終局決定は、申立て人によるときは、そのうちの一人）に告知するに留まることによってその効力を生ずる。	7 前項の場合は、裁判所は、当事者本人を尋問する場合には、その当事者に対し、非訟事件の手続の期日に出頭することを命ずることができる。

いときは、命令で、抗告状を却下しなければならない。

3 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。

(陳述の聴取)

第七十条 抗告裁判所は、原審における当事者及びその他の裁判を受ける者（抗告人を除く。）の陳述を聴かなければ、原裁判所の終局決定を取り消すことができない。（原裁判所による更正）

第七十一条 原裁判所は、終局決定に対する即時抗告を理由があると認めるときは、その決定を更正しなければならない。（原裁判の執行停止）

第七十二条 終局決定に対する即時抗告は、特別の定めがある場合を除き、執行停止の効力を有しない。ただし、抗告裁判所又は原裁判所は、申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで、即時抗告について裁判があるまで、原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができる。

2 前項ただし書の規定により担保を立てる場合において、供託をするには、担保を立てるべきことを命じた裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならない。

第三 民事訴訟法第七十六条、第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の担保について準用する。

(第一審の手続の規定及び民事訴訟法の準用)

第七十三条 終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続について、特別の定めがある場合を除き、前章の規定（第五十七条第一項ただし書及び第六十四条の規定を除く。）を準用する。この場合において、第五十九条第一項第二号中「即時抗告」とあるのは、「第一審

裁判所の終局決定に対する即時抗告」として「再抗告」と読み替えるものとする。

2 民事訴訟法第二百八十三条、第二百八十四条、第二百九十二条、第二百九十八条第一項、第二百九十九条第一項、第三百二条、第三百三条及び第三百五条から第三百九条までの規定は、終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第二百九十二条第一項中「第二百六十一項、第二百六十二条第一項、第三百二条、第三百三十三条及び第三百五条第一項、第三百二十二条、第三百二十四条、第三百二十五条第一項前段、第三项後段及び第四项並びに第三百二十六条の規定後段及び第四项並びに第三百二十六条の規定は、再抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第三百四条第二项中「前条において準用する第二百八十八条及び第二百八十九条第三百条、第三百十六条（第一項第一号を除く。）、第三百二十二条第一項、第三百二十二条、第三百二十五条第一項前段、第二项、第三项後段及び第四项、第三百二十六条並びに第三百三十六条の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第三百四十四条第二项中「前条において準用する第二百八十九条第一項、第三百二十二条第一項、第三百二十二条第一項を除く。」とあるのは、「非訟事件手続法第六十一条第三項及び第四項、第二百六十二条第一項並びに第二百六十三条」とあるのは「非訟

件手続法第六十三条第二項及び第六十四条」と、同法第三百三条第五項中「第一百八十九条」とあるのは「非訟事件手続法第一百一十二条」と、同法第三百五十五条第一項前段中「第三百二十二条第一項」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

(再抗告)

第七十四条 抗告裁判所の終局決定（その決定が第一審裁判所の決定であるとした場合に即時抗告をすることができるものに限る。）に対しては、次に掲げる事由を理由とするときに限り、更に即時抗告をすることができる。ただし、第五号に掲げる事由については、手続行為能力、法定代理権又は手続行為をするのに必要な権限を有するに至った本人、法定代理人又は手続代理人による追認があつたときは、この限りでない。

一 終局決定に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があること。

二 法律に従つて裁判所を構成しなかつたこと。

三 法律により終局決定に関与することができない裁判官が終局決定に関与したこと。

四 専属管轄に関する規定に違反したこと。

五 法定代理権、手続代理人の代理権又は代理人が手続行為をするのに必要な授権を失いたいこと。

六 終局決定にこの法律又は他の法令で記録すべきものと定められた理由若しくはその要旨を付せず、又は理由若しくはその要旨に食い違があること。

七 終局決定に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があること。

2 第一項において「再抗告」という。が係属する抗告裁判所は、抗告状又は抗告理由書に記載された再抗告の理由についてのみ調査をする。

(即時抗告の規定及び民事訴訟法の準用)

第七十五条 地方裁判所及び簡易裁判所の終局決定で不服を申し立てることができないもの並びに高等裁判所の終局決定に対しては、その決定に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

2 前項の抗告（以下この項及び次条において「特別抗告」という。）が係属する抗告裁判所は、抗告状又は抗告理由書に記載された特別抗告の理由についてのみ調査をする。

(即時抗告の規定及び民事訴訟法の準用)

第七十六条 前款の規定（第六十六条、第六十七条第一項、第六十九条第三項、第七十七条第一項及び第七十九条第三項、第七十一条及び第七十四条の規定を除く。）は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。

2 民事訴訟法第三百十四条第二項、第三百十五

条、第三百十六条（第一項第一号を除く。）、第三百二十二条第一項、第三百二十二条、第三百二十五条第一項前段、第二项、第三项後段及び第四项、第三百二十六条並びに第三百三十六条の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第三百四十四条第二项中「前条において準用する第二百八十九条第一項、第三百二十二条第一項を除く。」とあるのは、「非訟事件手続法第七十六条第一項、第三百二十二条第一項、第六十八条第三項、第七十七条第一項並びに第七十四条の規定を除く。」と、同法第三百十六条第二项中「対しては、一週間の不変期間内」と、同法第三百二十二条第一項中「第三百二十二条第一項前段及び第二项中「前二条」とあるのは、「非訟事件手続法第七十五条第二项の規定及び同法第七十六条第二项において準用する第三百二十二条第一項」と、同法第三百二十二条第一項中「対しては、一週間の不変期間内」と、同法第三百二十二条第一項中「第三百二十二条第一項並びに第七十二条第一項本文中「即時抗告」とあり、及び第六十八条第六项中「即時抗告の提起」とあるのは、「第七十七条第二项の申

第三百二十二条中「前一条」とあるのは「非訟事件手続法第七十四条第二項の規定及び同条第三项後段中「この場合」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」とある場合は「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

(特別抗告をすることができる裁判等)

第七十五条 地方裁判所及び簡易裁判所の終局決定で不服を申し立てることができないもの並びに高等裁判所の終局決定に対しては、その決定に憲法の解釈の誤りがあることを理由とするときに、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、その決定が地方裁判所の決定であるとした場合に即時抗告をすることができるものであるとき限り。

第二款 特別抗告

第七十六条 前款の規定（第六十六条、第六十七条第一項、第六十九条第三項、第七十七条第一項及び第七十四条の規定を除く。）は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。

2 前項の申立てにおいては、第七十五条第一項に規定する事由を理由とすることはできない。

2 前項の規定による許可があつた場合には、申立てにより、抗告を許可しなければならない。

2 前項の申立てにおいては、第七十五条第一項に規定する事由を理由とする場合は、申立てにより、抗告を許可しなければならない。

2 前項の規定による許可があつた場合には、申立てにより、抗告を許可しなければならない。

2 前項の規定による許可があつた場合には、申立てにより、抗告を許可しなければならない。

2 前項の規定による許可があつた場合には、申立てにより、抗告を許可しなければならない。

2 前項の規定による許可があつた場合には、申立てにより、抗告を許可しなければならない。

2 前項の規定による許可があつた場合には、申立てにより、抗告を許可しなければならない。

2 前項の規定による許可があつた場合には、申立てにより、抗告を許可しなければならない。

(即時抗告の規定及び民事訴訟法の準用)

第七十七条 高等裁判所の終局決定（再抗告及び次項の申立てについての決定を除く。）に対しては、第七十五条第一項の規定による場合のほか、その高等裁判所が次項の規定により許可したときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、その決定が地方裁判所の

の場合」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」と、同条第四項中「前項」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

(第三款 許可抗告)

第七十八条 高等裁判所の終局決定（再抗告及び次項の申立てについての決定を除く。）に対しては、第七十五条第一項の規定による場合のほか、その高等裁判所が次項の規定により許可したときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、その決定が地方裁判所の

の場合」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」と、同条第四項中「前項」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

(許可抗告をすることができる裁判等)

第七十九条 高等裁判所の終局決定（再抗告及び次項の申立てについての決定を除く。）に対しては、第七十五条第一項の規定による場合のほか、その高等裁判所が次項の規定により許可したときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、その決定が地方裁判所の

の場合」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」と、同条第四項中「前項」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

(許可抗告をすることができる裁判等)

第八十条 第一审裁判所の終局決定（再抗告及び次項の申立てについての決定を除く。）に対しては、第七十五条第一項の規定による場合のほか、その高等裁判所が次項の規定により許可したときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、その決定が地方裁判所の

の場合」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」と、同条第四項中「前項」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

(許可抗告をすることができる裁判等)

第八十一条 第一审裁判所の終局決定（再抗告及び次項の申立てについての決定を除く。）に対しては、第七十五条第一項の規定による場合のほか、その高等裁判所が次項の規定により許可したときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、その決定が地方裁判所の

の場合」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」と、同条第四項中「前項」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

(許可抗告をすることができる裁判等)

第八十二条 第一审裁判所の終局決定（再抗告及び次項の申立てについての決定を除く。）に対しては、第七十五条第一項の規定による場合のほか、その高等裁判所が次項の規定により許可したときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、その決定が地方裁判所の

の場合」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」と、同条第四項中「前項」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

(許可抗告をすることができる裁判等)

第八十三条 第一审裁判所の終局決定（再抗告及び次項の申立てについての決定を除く。）に対しては、第七十五条第一項の規定による場合のほか、その高等裁判所が次項の規定により許可したときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、その決定が地方裁判所の

の場合」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」と、同条第四項中「前項」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

(許可抗告をすることができる裁判等)

第八十四条 第一审裁判所の終局決定（再抗告及び次項の申立てについての決定を除く。）に対しては、第七十五条第一項の規定による場合のほか、その高等裁判所が次項の規定により許可したときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、その決定が地方裁判所の

の場合」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」と、同条第四項中「前項」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

(許可抗告をすることができる裁判等)

第八十五条 第一审裁判所の終局決定（再抗告及び次項の申立てについての決定を除く。）に対しては、第七十五条第一項の規定による場合のほか、その高等裁判所が次項の規定により許可したときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、その決定が地方裁判所の

の場合」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」と、同条第四項中「前項」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

(許可抗告をすることができる裁判等)

産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
 2 裁判所は、次に掲げる事項を公告し、かつ、
 第二号、第三号及び第五号の期間が経過した後
 でなければ、所在等不明共有者の持分の取得の
 裁判をすることができない。この場合において、
 第二号、第三号及び第五号の期間は、いず
 れも三箇月を下つてはならない。

一 所在等不明共有者（民法第二百六十二条の
 一 所在等不明共有者）の申立てを却下する
 二 第一項に規定する所在等不明共有者をい
 う。以下この条において同じ。）の持分につ
 いて所在等不明共有者の持分の取得の裁判の
 申立てがあつたこと。

二 裁判所が所在等不明共有者の持分の取得の
 裁判をすることについて異議があるときは、
 所在等不明共有者は一定の期間内にその旨の
 届出をすべきこと。

三 民法第二百六十二条の二第二項（同条第五
 項において準用する場合を含む。）の異議の
 届出は、一定の期間内にすべきこと。

四 前二号の届出がないときは、所在等不明共
 有者の持分の取得の裁判がされること。

五 所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申
 立てがあつた所在等不明共有者の持分につい
 て申立人以外の共有者が所在等不明共有者
 の期間内にその申立てをすべきこと。

裁判所は、前項の規定による公告をしたとき
 は、遅滞なく、登記簿上その氏名又は名称が
 明している共有者に対し、同項各号（第二号を
 除く。）の規定により公告した事項を通知しな
 ければならない。この通知は、通知を受ける者
 の登記簿上の住所又は事務所に宛てて發すれば
 足りる。

裁判所は、第二項第三号の異議の届出が同号
 の期間を経過した後にされたときは、当該届出
 を却下しなければならない。

裁判をするには、申立人に対して、一定の期間
 内に、所在等不明共有者のために、裁判所が定
 めた額を不当と認めるに至つたときは、
 裁判所は、前項の規定による決定をした後所
 在等不明共有者の持分の取得の裁判をするまで
 の間に、事情の変更により同項の規定による決
 定で定めた額を不当と認めるに至つたときは、
 裁判所は、前項の規定による決定をした後所

在等不明共有者の持分について申立てを却下
 しなければならない。

二 第一項に規定する所在等不明共有者の持分につ
 いて所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立て
 を受けた裁判所が第二項の規定による公告を
 した場合において、その申立てがあつた所在等
 不明共有者の持分について申立て人以外の共有者
 が同項第五号の期間が経過した後に所在等不明
 共有者の持分の取得の裁判の申立てをしたとき
 は、裁判所は、当該申立て人以外の共有者による
 所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立て
 を却下しなければならない。

三 所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付
 与

第八十八条 所在等不明共有者の持分を譲渡する
 権限の付与の裁判（民法第二百六十二条の三第三
 一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による所在等
 不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判をい
 う。第三項において同じ。）の規定による所在等
 不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判をいう。第三項において同じ。）に係る事件
 は、当該裁判に係る不動産の所在地を管轄する
 地方裁判所の管轄に属する。

二 前条第二項第一号、第二号及び第四号並びに
 第五項から第十項までの規定は、前項の事件につ
 いて準用する。

三 所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付
 与の裁判の効力が生じた後二箇月以内にその裁
 判により付与された権限に基づく所在等不明共
 有者（民法第二百六十二条の三第一項に規定す
 る所在等不明共有者をいいう。）の持分の譲渡の
 効力が生じないときは、その裁判は、その効力を
 失う。ただし、この期間は、裁判所において仲
 伸長することができる。（検察官の不関与）

（所有者不明建物 管理命令）

第八十九条 第四十条の規定は、この章の規定によ
 る非訟事件の手続には、適用しない。

第二章 土地等の管理に関する事件

一 所有者不明土地管理命令の申立てを却下す
 る裁判

三 民法第二百六十四条の六第一項の規定によ
 る解任の申立てについての裁判

二 民法第二百六十四条の三第二項又は第二百六
 四十二条の六第二項の許可の申立てをする場合に
 おいて同じ。）の陳述を聽かなければならぬ。

5 次に掲げる裁判には、理由を付さなければな
 らない。

一 所有者不明土地管理命令の申立てを却下す
 る裁判

二 民法第二百六十四条の三第二項又は第二百六
 四十二条の六第二項の許可の申立てを却下す
 る裁判

三 裁判所書記官は、職權で、遅滞なく、所有者不
 明土地管理命令の対象とされた土地又は共有持
 分について、所有者不明土地管理命令の登記を
 嘴託しなければならない。

7 所有者不明土地管理命令を取り消す裁判があ
 ったときは、裁判所書記官は、職權で、遅滞な
 く、所有者不明土地管理命令の登記の抹消を嘱
 託しなければならない。

8 所有者不明土地管理人は、所有者不明土地管
 理命令の対象とされた土地又は共有持分及び所
 有者不明土地管理命令の効力が及ぶ動産の管
 理、処分その他の事由により金錢が生じたとき
 は、その土地の所有者又はその共有持分を有す
 る者のために、当該金錢を所有者不明土地管
 理命令の対象とされた土地（共有持分を対象とし
 て所有者不明土地管理命令が発せられた場合に
 あつては、共有物である土地）の所在地の供託
 所に供託することができる。この場合において
 供託をしたときは、法務省令で定めるところ
 より、その旨その他法務省令で定める事項
 を公告しなければならない。

9 裁判所は、管理すべき財産がなくなつたとき
 に、又は取り消すことができる。

10 裁判所は、所有者不明土地管理命令を変更
 し、又は取り消すことができる。

11 所有者不明土地等（民法第二百六十四条の三
 第一項に規定する所有者不明土地等をいいう。以
 下この条において同じ。）の所有者（その共有
 持分を有する者を含む。以下この条において同
 じ。）が所有者不明土地等の所有権（その共有
 持分を含む。）が自己に帰属することを證明し
 たときは、裁判所は、当該所有者の申立てによ
 り、所有者不明土地管理命令を取り消されな
 ければならない。この場合において、所有者不明
 土地管理命令が取り消されたときは、所有者不明
 土地管理人は、当該所有者に対し、その事務の
 経過及び結果を報告し、当該所有者に帰属する
 ことが證明された財産を引き渡さなければならない。

12 所有者不明土地管理命令及びその変更の裁判
 は、所有者不明土地等の所有者に告知すること
 を要しない。

13 所有者不明土地管理命令の取消しの裁判は、
 事件の記録上所有者不明土地等の所有者及びそ
 の所在が判明している場合に限り、その所有者
 に告知すれば足りる。

14 次の各号に掲げる裁判に對しては、当該各号
 に定める者に限り、即時抗告ができます。

一 所有者不明土地管理命令 利害関係人

二 民法第二百六十四条の六第一項の規定によ
る解任の裁判 利害関係人

三 民法第二百六十四条の七第一項の規定によ
る費用又は報酬の額を定める裁判 所有者不
明土地管理人

四 第九項から第十一項までの規定による変更
又は取消しの裁判 利害関係人

次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立て
ることができない。

一 民法第二百六十四条の二第四項の規定によ
る所有者不明土地管理人の選任の裁判

二 民法第二百六十四条の三第二項又は第二百
六十四条の六第二項の許可の裁判

三 民法第二編第三章第五節の規定によ
る非訟事件は、裁判を求める事項に係る不動産
の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属す
る。

四 第二項から前項までの規定は、民法第二百六
十四条の八第一項に規定する所有者不明建物管
理命令及び同条第四項に規定する所有者不明建
物管理人について準用する。

五 民法第二百六十四条の九第三項の規定によ
る裁判には、理由を付さなければな
らない。

六 次に掲げる裁判には、理由を付さなければな
らない。

一 管理不全土地管理命令の申立てについての
裁判

二 民法第二百六十四条の十第二項の許可の申
立てについての裁判

三 民法第二百六十四条の十二第一項の規定に
よる解任の申立てについての裁判

四 民法第二百六十四条の十二第二項の許可の申
立てを却下する裁判

五 管理不全土地管理人は、管理不全土地管理命
令の対象とされた土地及び管理不全土地管理命
令の効力が及ぶ動産の管理、処分その他の事由
により金銭が生じたときは、その土地の所有者
(その共有持分を有する者を含む。)のために、
当該金銭を管理不全土地管理命令の対象とされ
た土地の所在地の供託所に供託することができる。
この場合において、供託をしたときは、法
務省令で定めるところにより、その旨その他法
務省令で定める事項を公告しなければならな
い。

六 裁判所は、管理不全土地管理命令を変更し、
又は取り消すことができる。

七 裁判所は、管理すべき財産がなくなつたとき
(管理すべき財産の全部が供託されたときを含
む。)その他財産の管理を継続することが相当
でなくなったときは、管理不全土地管理人若し
くは利害関係人の申立てにより又は職権で、管
理不全土地管理命令を取り消さなければならな
い。

八 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号
に定める者に限り、即時抗告をすることが可
能である。

九 管理不全土地管理命令の対象とされた土
地の所有者

一 民法第二百六十四条の九第一項に規定する管
理不全土地管理命令(民法第二百六十四
条の九第一項に規定する管理不全土地管理命
令をいう。以下この条において同じ。)管理
不全土地管理命令の対象となるべき土地の所
有者

二 民法第二百六十四条の十二第一項の許可の裁
判 管理不全土地管理命令の対象とされた土
地の所有者

三 民法第二百六十四条の九第三項に規定する管
理不全土地管理命令(同法
による解任の裁判 管理不全土地管理命令の対象とされた土
地の所有者

四 民法第二百六十四条の十三第一項の規定に
よる費用の額を定める裁判 管理不全土地管
理人

四 民法第二百六十四条の十三第一項の規定に
よる費用の額を定める裁判 管理不全土地管
理人及び管理不全土地管理命令の対象とされ
た土地の所有者

五 民法第二百六十四条の十三第一項の規定に
よる報酬の額を定める裁判 管理不全土地管
理人及び管理不全土地管理命令の対象とされ
た土地の所有者

六 前二項の規定による変更又は取消しの裁
判 利害関係人

次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立て
ことができる。

一 民法第二百六十四条の九第三項の規定によ
る裁判には、理由を付さなければな
らない。

二 民法第二百六十四条の九第三項の規定によ
る管理不全土地管理命令の申立てについての
裁判

三 民法第二百六十四条の十二第一項の規定に
よる解任の申立てについての裁判

四 民法第二百六十四条の十二第二項の許可の申
立てを却下する裁判

五 第二項から前項までの規定は、民法第二百六
十四条の十四第一項に規定する管理不全建物管
理命令及び同条第三項に規定する管理不全建物
申立ての件は、不動産の所在地を管轄す
る管理不全土地管理人の選任の裁判をする。

六 次に掲げる裁判には、理由を付さなければな
らない。

一 民法第二百六十四条の九第三項の規定によ
る裁判には、理由を付さなければな
らない。

二 民法第二百六十四条の十二第二項の許可の申
立てについての裁判

三 民法第二百六十四条の十二第一項の規定に
よる解任の申立てについての裁判

四 民法第二百六十四条の十二第二項の許可の申
立てを却下する裁判

五 管理不全土地管理人は、管理不全土地管理命
令の対象とされた土地及び管理不全土地管理命
令の効力が及ぶ動産の管理、処分その他の事由
により金銭が生じたときは、その土地の所有者
(その共有持分を有する者を含む。)のために、
当該金銭を管理不全土地管理命令の対象とされ
た土地の所在地の供託所に供託することができる。
この場合において、供託をしたときは、法
務省令で定めるところにより、その旨その他法
務省令で定める事項を公告しなければならな
い。

六 裁判所は、管理不全土地管理命令を変更し、
又は取り消すことができる。

七 裁判所は、管理すべき財産がなくなつたとき
(管理すべき財産の全部が供託されたときを含
む。)その他財産の管理を継続することが相当
でなくなったときは、管理不全土地管理人若し
くは利害関係人の申立てにより又は職権で、管
理不全土地管理命令を取り消さなければならな
い。

八 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号
に定める者に限り、即時抗告をすることが可
能である。

九 管理不全土地管理命令の対象とされた土
地の所有者

五 民法第二百六十四条の十三第一項の規定に
よる報酬の額を定める裁判 管理不全土地管
理人及び管理不全土地管理命令の対象とされ
た土地の所有者

六 前二項の規定による変更又は取消しの裁
判 利害関係人

次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立て
ことができる。

一 民法第二百六十四条の九第三項の規定によ
る裁判には、理由を付さなければな
らない。

二 民法第二百六十四条の九第三項の規定によ
る管理不全土地管理命令の申立てについての
裁判

三 民法第二百六十四条の十二第一項の規定に
よる費用の額を定める裁判 管理不全土地管
理人

四 裁判所が第二項の裁判又は前項の規定による
改任の裁判をする場合における手続費用は、債
権者の負担とする。

五 民法第六百五十八条第一項及び第二項、第六
百五十九条から第六百六十一条まで並びに第六
百六十四条の規定は、第二項の規定により選任

し、又は第三項の規定により改任された保管者
について準用する。

(競売代価の供託の許可)

第九十五条 民法第四百九十七条の裁判所の許可
の事件については、前条第一項、第二項及び第
四項の規定を準用する。

第九十六条 民法第五百八十二条の規定による鑑
定人の選任の事件は、不動産の所在地を管轄す
る地方裁判所の管轄に属する。

第九十七条 第四十条の規定は、この章の規定に
よる非訟事件の手続には、適用しない。

第九十八条 この章の規定による指定、許可、選
任又は改任の裁判に対しては、不服を申し立て
することができない。

第九十九条 裁判上の公示催告で権利の届出を催
告するためのもの(以下この編において「公示
催告」という。)の申立ては、法令にその届出
をしないときは当該権利につき失権の効力を生
ずる旨の定めがある場合に限り、することがで
きる。

第一編 公示催告事件

第一章 通則

(公示催告の申立て)

第二章 申立て

(公示催告の実行の許可)

第三章 供託等に関する事件

(動産質権の実行の許可)

第四章 申立て

(公示催告の実行の許可)

第五章 申立て

(公示催告の実行の許可)

第六章 申立て

(公示催告の実行の許可)

第七章 申立て

(公示催告の実行の許可)

第八章 申立て

(公示催告の実行の許可)

第九章 申立て

(公示催告の実行の許可)

第十章 申立て

(公示催告の実行の許可)

第百条 公示催告手続(公示催告によって当該公
示催告に係る権利につき失権の効力を生じさせ
るための一連の手続をいう。以下この章におい
て同じ。)に係る事件(第一百十二条第一項にお
いて「公示催告事件」という。)は、公示催告
に係る権利を有する者の普通裁判籍の所在地又
は当該公示催告に係る権利の目的物の所在地を
管轄する簡易裁判所の管轄に属する。ただし、
当該権利が登記又は登録に係るものであるとき
は、登記又は登録すべき地を管轄する簡易裁
判所もこれを管轄する。

第百一条 裁判所は、公示催告手続開始の決定等
の手続を内容とする公示催告をする旨の決定
を改任することができる。(この場合において「公
示催告決定」という。)をしなければならない。

一 申立人の表示	二 権利の届出の終期の指定	三 前号に規定する権利の届出の終期までに当該権利を届け出るべき旨の催告	四 前号に掲げる催告に応じて権利の届出をしないことにより生ずべき失権の効力の表示 (公示催告についての公告)
第五百二条 公示催告についての公告は、前条に規定する公示催告の内容について、次の各号に掲げるいずれかの措置をとり、かつ、官報に掲載する方法によつてする。	一 裁判所の掲示場に掲示すること。	二 裁判所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置くこと。	三 前項に規定する方法に加えて、前条に規定し、前項に規定する方法に加えて、前条に規定する公示催告の内容を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して公告すべき旨を命ずることができる。 (公示催告の期間)

四 前号に規定する権利の届出をしないことにより生ずべき失権の効力の表示 (公示催告についての公告)	五 前号に規定する権利の届出をしないことにより生ずべき失権の効力の表示 (除権決定等)	六 前号に規定する権利の届出をしないことにより生ずべき失権の効力の表示 (除権決定等の公告)
二 前項の即時抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不变期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力妨げない。	三 前項の規定により審理終結日まですることができる。審理終結日までは、審理終結日まですることができる。裁判所は、前項に規定する場合において、第一項の規定により審理終結日まですることができる。以下この条において同じ。)までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなければならぬ。	四 権利を争う旨の申述をするには、自らが権利者であることその他の申立人が申立ての理由として主張した権利を争う理由を明らかにしなければならない。

七 前項の即時抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不变期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。	八 前項の規定による除権決定を取り消す決定をするときは、官報に掲載してその主文を公表しなければならない。	九 制限決定又は留保決定に対しても、即時抗告をすることができる。
十 前項の規定による除権決定及び留保決定は、官報に掲載して公告しなければならない。	十一 制限決定の取消しの申立てをしてをすることができる。	十二 制限決定の取消しの申立てをしてをすることができる。

十一 制限決定の取消しの申立てをしてをすることができる。	十二 制限決定の取消しの申立てをしてをすることができる。	十三 人及び相手方の双方が立ち会うことができる審理終結日を指定するとともに、審理終結日を定めなければならない。
十四 裁判所は、前項に規定する場合において、第一項の規定により審理終結日まですることができる。以下この条において同じ。)までに適法な権利の届出があつた場合で、当該公示催告の申立てに係る権利につき失権の効力を生ずる旨の裁判(以下この編において「除権決定」という。)をして、除権決定をしなければならない。	十五 裁判所は、権利の届出の終期までに適法な権利の届出があつたものについては、当該公示催告の申立てに係る権利のうち適法な権利の届出があつたものについては、失権の効力を生じない旨の定め(以下この章において「制限決定」という。)をして、除権決定をしなければならない。	十六 前項に規定する権利の届出をしないことにより生ずべき失権の効力の表示(除権決定等)をするときは、官報に掲載してその主文を公表しなければならない。

二 前号に規定する有価証券以外の有価証券
その有価証券により権利を主張することがで
きる者

(管轄裁判所)

第一百五条 前条に規定する公示催告（以下この

章において「有価証券無効宣言公示催告」とい
う。）の申立てに係る事件は、その有価証券に
義務履行地（手形又は小切手にあっては、その
支払地。以下この項において同じ。）が表示さ
れているときはその義務履行地を管轄する簡易
裁判所の管轄に属し、その有価証券に義務履行
地が表示されていないときはその有価証券によ
り義務を負担する者が普通裁判籍を有する地を
管轄する簡易裁判所の管轄に属する。

裁判所の管轄に属し、その有価証券に義務履行
地が表示されていないときはその有価証券によ
り義務を負担する者が普通裁判籍を有する地を
管轄する簡易裁判所の管轄に属する。

2 前項の規定にかかるわらず、同項の有価証券が
登記された権利について発行されたものである
ときは、同項の申立ては、その権利の目的物の
所在地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。
(申立ての方式及び疎明)

第一百六条 有価証券無効宣言公示催告の申立て
は、その申立てに係る有価証券の贋本を提出
し、又は当該有価証券を特定するために必要な
事項を明らかにして、これをしなければならな
い。

2 有価証券無効宣言公示催告の申立てに係る有
価証券の盜難、紛失又は滅失の事実その他第百
十四条の規定により申立てをすることができる
理由は、これを疎明しなければならない。
(公示催告の内容等)

第一百七条 有価証券無効宣言公示催告において
は、第一項の規定にかかるわらず、次に掲げる
事項を公示催告の内容とする。

一 申立人の表示
二 権利を争う旨の申述の終期の指定
三 前号に規定する権利を争う旨の申述の終期
までに権利を争う旨の申述をし、かつ、有価
証券を提出すべき旨の有価証券の持人に対
する催告

四 前号に掲げる催告に応じて権利を争う旨の
申述をしないことにより有価証券を無効とす
る旨を宣言する旨の表示

2 有価証券無効宣言公示催告についての前章の
規定の適用については、第百三条、第一百五条第
一項から第三項まで並びに第一百六条第一項及び
二 過料についての裁判の手続（その抗告審にお
ける手続を含む。次項において同じ。）に要す
る。

第三項中「権利の届出の終期」とあるのは「権
利を争う旨の申述の終期」と、第百四条第一項
中「第百六条第一項から第四項まで」とあるの
は「権利を争う旨の申述」とある。

第三項、第一百六条第一項及び第一百八条第五号中
「権利の届出又は権利を争う旨の申述」とあるの
は「権利を争う旨の申述」と、第百六条第三
項中「適法な権利を争う旨の申述があつた場合
であつて、適法な権利の届出がないとき」とあ
るのは「適法な権利を争う旨の申述があつたと
き」と、同条第六項中「制限決定又は留保決
定」とあるのは「留保決定」と、第百七条中
「制限決定及び留保決定」とあるのは「及び
留保決定」と、第百八条第五号中「第百六条第
二項から第四項まで」とあるのは「第百六条第
三項」とする。

(除権決定による有価証券の無効の宣言等)
第一百十八条 裁判所は、有価証券無効宣言公示催
告の申立てについての除権決定において、その
申立てに係る有価証券を無効とする旨を宣言し
なければならない。

2 前項の除権決定がされたときは、有価証券無
効宣言公示催告の申立人は、その申立てに係る
有価証券により義務を負担する者に対し、当該
有価証券による権利を主張することができる。

第五編 過料事件

(管轄裁判所)

第一百十九条 過料事件（過料についての裁判の手
続に係る非訟事件をいう。）は、他の法令に特
別の定めがある場合を除き、当事者（過料の裁
判がされた場合において、その裁判を受ける者
となる者をいう。以下この編において同じ。）
の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所の
管轄に属する。

第一百二十条 過料についての裁判には、理由を付
さなければならない。

2 裁判所は、過料についての裁判をするに當
ては、あらかじめ、検察官の意見を聴くことと
もに、当事者の陳述を聽かなければならない。

(過料についての裁判等)

第一百二十二条 裁判所は、第一百二十条第二項の規
定にかかるわらず、相當と認めるときは、当事者
の陳述を聴かないで過料についての裁判をする
ことができる。

2 前項の裁判に対しては、当事者及び検察官
に対するものであるときは、執行停止の効力を失
う。

4 過料についての裁判の手続（その抗告審にお
ける手続を含む。次項において同じ。）に要す
る。

る手続費用は、過料の裁判をした場合にあつて
は当該裁判を受けた者の負担とし、その他の場
合にあつては国庫の負担とする。

5 過料の裁判に對して当事者から第三項の即時
抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該
即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消
して更に過料についての裁判をしたときは、前
項の規定にかかるわらず、過料についての裁判の
手續に要する手續費用は、国庫の負担とする。

(過料の裁判の執行)

第一百二十三条 過料の裁判は、検察官の命令で執
行する。この命令は、執行力のある債務名義と
同一の効力を有する。

2 過料の裁判の執行は、民事執行法（昭和五十
四年法律第四号）その他強制執行の手続に關す
る法令の規定に従つてする。ただし、執行をす
る前に裁判の送達をすることを要しない。

3 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十
一号）第七編第二章（第五百十一条及び第五百十
三条第六項から第八項までを除く。）の規定は、
過料の裁判の執行について準用する。この場合
において、同条第一項中「者若しくは裁判の執
行の対象となるもの」とあるのは「者」と、
「裁判の執行の対象となるもの若しくは裁判」と
あるのは「裁判」と読み替えるものとする。

4 過料の裁判の執行があつた後に当該裁判（以
下この項において「原裁判」という。）に対し
て前条第三項の即時抗告があつた場合において
て、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると
認めて原裁判を取り消して過料の裁判をし
たときは、その金額の限度において当該過料の
裁判の執行があつたものとみなす。この場合に
おいて、原裁判の執行によって得た金額が当該
過料の金額を超えるときは、その超過額は、こ
れを還付しなければならない。

(略式手続)

第一百二十四条 裁判所は、第一百二十条第二項の規
定にかかるわらず、相当と認めるときは、当事者
の陳述を聴かないで過料についての裁判をする
ことができる。

2 前項の裁判に対しては、当事者及び検察官
に対するものであるときは、執行停止の効力を失
う。

4 過料についての裁判の手続（その抗告審にお
ける手続を含む。次項において同じ。）に要す
る。

て、当該異議の申立ては、遡つてその効力を失
う。

5 前項の規定によつてすべき裁判が第一項の裁
判と符合するときは、裁判所は、同項の裁判を
認可しなければならない。ただし、同項の裁判の
手續が法律に違反したものであるときは、こ
の限りでない。

6 前項の規定により第一項の裁判を取り消さなければ
ならない。

7 第百二十条第五項の規定は、第一項の規定に
合を除き、第四項の規定によつてすべき裁判に
おいては、第一項の裁判を取り消さなければな
らない。

8 前条第四項の規定は、第一項の規定による過
料の裁判の執行があつた後に当該裁判に對して
第二項の異議の申立てがあつた場合において、
第六項の規定により当該裁判を取り消して第四
項の規定により更に過料の裁判をしたときにつ
いて準用する。

9 前条第四項の規定は、第一項の規定による過
料の裁判の執行があつた後に当該裁判に對して
第二項の異議の申立てがあつた場合において、
第六項の規定により当該裁判を取り消して第四
項の規定により更に過料の裁判をしたときにつ
いて準用する。

10 前条第四項の規定は、第一項の規定による過
料の裁判の執行があつた後に当該裁判に對して
第二項の異議の申立てがあつた場合において、
第六項の規定により当該裁判を取り消して第四
項の規定により更に過料の裁判をしたときにつ
いて準用する。

11 この法律は、公布の日から起算して二年を超
える範囲内において政令で定める日から施行す
る。ただし、第三条の一、第三条の三、
第二百六十七条の一、第二百六十七条の三及び
第三百六十二条の規定は、公布の日から施行す
る。

(施行措置)

12 この法律の規定は、この法律の施行後に申し
立てられた非訟事件及び職權で手續が開始され
る。

13 この法律は、民法改正法の施行の日から施行
する。ただし、第三条の一、第三条の三、
第二百六十七条の一、第二百六十七条の三及び
第三百六十二条の規定は、公布の日から施行す
る。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から

附 則 (平成二十九年六月二日法律第四
五号) 拷

附 則 (令和三年四月二八日法律第二
四号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条中不動産登記法第二百三十二条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定
の日

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年五月二十五日法律第四八

第一条 この法律は公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十二条第二項の改正規定及び附則第一百二十五条の規定 公布の日

十二条第一項の改正規定及び附則第一百一十五
条の規定による右の

二 条の規定 公布の日
第一条の規定 第四条中民事訴訟費用等に
関する法律第二十八条の二第一項の改正規定
及び同法別表第一の一七の項イ（イ）の改正

規定（「取消しの申立て」の下に、「秘匿決

定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧

等の請求をすることができる者を秘匿決定に

係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、必置大臣等の取消しの申立て、必置大臣等の

秘匿決定等の取消しの申立て 秘匿決定等に
ての閲覧等が制限される部分このを閲覧等と

より閲覧等が制限される部分はつき閲覧等を
する二七の許可を求める申立て一を加茂郡

（この二つの語句を並んで用いて）をかねる旨
分に限る。）、第五条中人事訴訟法第三十五条

の改正規定、第六条の規定並びに第九条中民

事執行法第百五十六条の改正規定、同法第百

五十七条第四項の改正規定、同法第一百六十一

条第一項の改正規定、同法第一百六十二条の次

に一条を加える改正規定、同法第百六十五条

第一号の改正規定、同法第一百六十六条规定

第一号の改正規定、同法第百六十七條の十第一項の文三規定並びに同法第百六十七條の十四

一項の改正規定及び同法第百六十七條の十四第一項の改正規定並びに附則第四十五条及び

第一項の改正規定並びに附則第四十五条及び
第四十八条の規定、附則第七十一条中民事保

第四十一条の規定に賛成第一二条(民事側)
全法(平成元年法律第九十一号)第五十条第

五項の改正規定、附則第七十三条の規定、附

則第八十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪

収益の規制等に関する法律（平成十一年法律）

（三百三十六号）第三十条第四項の改正規定及

び同法第三十六条第五項の改正規定並びに附

則第八十六条、第九十一条、第九十八条、第五百十二条、第一百十五条及び第一百十七条の規定
定^定 公布の日から起算して九月を超えない範
囲内において政令で定める日
罰則に関する経過措置)
自二十四条 この法律の施行前にした行為及び
この附則の規定によりなお從前の例によること
とされる場合におけるこの法律の施行後にした
行為に対する罰則の適用については、なお從前
の例による。
政令への委任
自二十五条 この附則に定めるもののほか、こ
の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
該各号に定める日から施行する。
一 略
施行期日
一条 この法律は、公布の日から起算して五年
を加える改正規定、第二条中刑法第九十七条
及び第九十八条の改正規定並びに第三条中出
入国管理及び難民認定法第七十二条の改正規
定(第一号を削り、第二号を第一号とし、第
三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる部
分に限る。第六号において「第七十二条第二
号を削る改正規定」という)並びに附則第
五条第一項及び第二項、第八条第四項並びに
第二十条の規定、附則第二十四条中国際受刑
者移送法(平成十四年法律第六十六号)、第四
十二条の改正規定、附則第二十七条中刑事収
容施設及び被収容者等の処遇に関する法律
(平成十七年法律第五十号)第二百九十三条の
改正規定、附則第二十八条第二項、第三十
一条及び第三十二条の規定、附則第三十二条中
少年鑑別所法(平成二十六年法律第五十九
号)、第三百三十二条の改正規定、附則第三十五
条のうち、刑法等の一部を改正する法律(令
和四年法律第六十七号)以下「刑法等一部改
正法」という)、第三条中刑事訴訟法第三百
四十四条の改正規定の改正規定及び刑法等一
部改正法第十一中少年鑑別所法第三百三十二
条の改正規定を削る改正規定並びに附則第三
十六条及び第四十条の規定 公布の日から起
算して二十日を経過した日

条第一項の表第四十三条第四項、第六十九
条、第七十六条第三項、第八十五条、第一百八
条第三項、第一百二十一条第一項、第一百六十三
条第一項、第一百六十九条、第一百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百十
六条の十一の項の改正規定（「第二百七十八
条の二第二項」を「第二百七十八条の三第二
項」に改める部分に限る）、附則第二十七条
中刑事取容施設及び被収容者等の処遇に関する
法律第二百八十六条の改正規定、附則第二
十八条第一項の規定並びに附則第三十七条中
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関
係法律の整理等に関する法律（令和四年法律
第六十八号）第四百九十五条第七項の改正規
定、公布の日から起算して六月を超えない範
囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第四十条 第二号施行日前にした行為に対する罰
則の適用については、なお前項の例による。

附 則 （令和五年六月一四日法律第五三
号）

この法律は、公布の日から起算して五年を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。
一 第三十二条の規定及び第三百八十八条の規
定、公布の日

一 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正
規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十二
六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定
（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録され
ている事項の全部を記録した電磁的記録」を加
える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三
号の改正規定、同法第四百四十五条第一項第三号
の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規
定、同条第四項の改正規定、同法第一百八十三条
の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び
同法第二百九十三条第一項の改正規定、第十二
条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び
第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪
の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三
十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定
（民法第九十九条第二項及び第一百五十二条第四
項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当
法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第
三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規
定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律

第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定（公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

三 第一条中民事執行法第十八条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分に限る）、同法第三十三条第一項の改正規定、同法中第八十六条を第八十六条の二とし、第八十五条の次に三条を加える改正規定（同法第八十五条の二及び第八十五条の三を加える部分を除く）、同法第九十二条に五項を加える改正規定、同法第一百一一条の改正規定（第八十五条並びに「第六十条まで」に改める部分に限る）、同法第一百四十二条第一項の下に「及び第三項から第七項まで」を加える部分に限る）、同法第一百四十七条中鉄道抵当法第五十九条に二項を加える改正規定、同法第一百六十七条の十一第七項の改正規定（第九十二条第一項）の下に「及び第三項から第七項まで」を加える部分に限る）、同法第一百四十九条の次に二条を加える改正規定、同法第一百六十条の改正規定、同法第一百六十六条第二項の改正規定、同法第一百六十七条の十一第七項の改正規定（第九十二条第一項）の下に「及び第三項から第七項まで」を加える部分に限る）、同法第一百四十七条中民事調停法の目次の改正規定、同法第二十七条に一項を加える改正規定及び同法附則に六条を加える改正規定、第三十五条及び第四十条の規定、第四十七条中鉄道抵当法第五十九条に二項を加える改正規定、同法第一百六十七条の十一第七項の改正規定及び同法附則に六条を加える改正規定、第三十五条及び第四十条の規定、第四十七条中企業担保法第十七条第二項の改正規定（第十八条）の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る）及び同法第五十五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律附則を同法附則第一条とし、同条に見出しを付し、同法附則に十二条を加える改正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十九条の次に一条を加える改正規定、第一百十条中民事保全法第四十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の改正規定（第十八条）の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る）、第一百三十条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十四条の改正規定及び同法第四号）第八十五条「民事執行法（昭和五十年法律第四号）第八十五条」を「民事執行法

法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る）、第一百六十一条第一項の規定、第二百二条中会社更生法第一百十条第三項の改正規定（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る）及び同法第三十三条に二項を加える改正規定（第二百四十九条中破産法第二十一条の次に「一条を加える改正規定、同法第二十二条第二項の改正規定、同法第三十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第六十条第一項の規定、第二百十九条中人事訴訟法第九条に一項を加える改正規定及び同法第三十三条に二項を加える改正規定（第二百四十九条中民事訴訟法第三十三条第六十条まで）に改める部分に限る）及び同法第一百四十九条の次に一条を加える改正規定（第二百四十九条中民事訴訟法第三十三条第六十条まで）に改める部分に限る）及び同法第一百四十九条の次に「から第八十六条まで」を加える部分に限る）、第二百六十五条第一項の規定、第三百四条中非讼事件手続法第三十三条第四項の改正規定、同法第四十三条の改正規定及び同法第四十七条第一項の改正規定（及び第二項）を「から第三項まで」に改める部分に限る）、同法第四十九条の改正規定（同法第五十四条第一項の改正規定、同法第五十九条の改正規定、同法第六十条第二項の改正規定（及び第二項）を「から第三項まで」に改める部分に限る）、第二百六十五条第一項の規定、第三百二十二条第一項の規定（第三百二十二条第一項の改正規定、同法第五十四条第一項の改正規定（第三项まで）に改める部分に限る）、同法第五十九条の改正規定（第三项まで）に改める部分及び「高等裁判所に」との下に「、第五十九条第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」とを加える部分に限る）、同法第二百六十条第一項第六号の改正規定及び同法第二百六十五条第一項の改正規定（第三百四十一条中「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第七十七条の改正規定、同法第七十五条第一項の改正規定、同法第八十条に一項を加える改正規定及び同法第三百三十六条の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定（「、第八十七条の二」を削る部分に限る）民